

ASBJ、改正企業会計基準第27号 「法人税等に関する会計基準」等を公表

基準の適用対象となる「課税対象利益を基礎とする税金」に関する原則的な定めを置くことにより、会計処理と開示を定めた「法人税等に関する会計基準」等（以下、「本会計基準等」）が公表されました。

課税対象利益を基礎とする税金

法人税

住民税（均等割）



News

- 会計基準の適用対象を主に「**課税対象利益**（課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるもの）を基礎とする税金」として定義しています。
- **住民税（均等割）**など、課税対象利益を**基礎とする税金**に該当しないものについては「法人税等」に含めず、**その内容に応じた適切な表示区分に表示すること**とされています。
- 今回の改正には、「法人税等に関する会計基準」以外の諸基準等の改正も含まれます。また、本会計基準等とは別に、個別の税金ごとの具体的な取扱いを示した、**補足文書**も公表されています。



Background

改正前の企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」では、適用対象となる具体的な税金を特定して会計処理及び開示について定めていたため、個別の税金の創設を受けてつど改正されてきましたが、**その適用対象となる税金に関して、原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法への見直し**が検討された結果、本会計基準等が公表されました。



Insight

本会計基準等では、従前の取扱いがおおむね踏襲されている一方、改正前の会計基準では法人税等に含めていた住民税（均等割）について、「**法人税等**」に含めず、**その内容に応じた適切な表示区分に表示すること**になりました。これにより、各段階利益に影響が生じます。なお、適用初年度の遡及適用及び比較情報の組替については、経過措置が設けられています。

1. 企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等の公表

ASBJは2026年7月7日に以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下、合わせて「本会計基準等」）を公表しました。

- ・ 改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」（以下「改正法人税等会計基準」）
- ・ 改正企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下、「改正税効果適用指針」）
- ・ 改正実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」
- ・ 改正移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（以下、「改正キャッシュ・フロー実務指針」）
- ・ 企業会計基準第43号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（その3）」（以下、「税効果会計基準一部改正」）
- ・ 企業会計基準第44号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その4）」

また、本会計基準等が適用される際に、実務に資するための情報を提供することを目的として、補足文書「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて」が併せて公表されました。

2. 本会計基準等公表の経緯

改正前の企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下、[NH1.1][SF1.2]、「2026年改正前基準」）は、具体的な税金を挙げ、当該税金について規定する税法を参照することにより適用対象となる税金を特定して会計処理及び開示について定めていたため、個別の税金の創設があるつど、税制改正から適用までの短期間で会計基準等の改正を行う必要が生じていました。これを受けて、法人税等会計基準の適用対象となる税金に関して、原則的な定めを置き、具体的な税金を特定しない方法へ見直しを行うことについて企業会計基準諮問会議から提言が行われたことを契機に、ASBJは改正基準案の開発の審議を進め、2026年1月に公開草案を公表しました。その後、寄せられたコメントの検討を経て、今般本会計基準等を公表しました。

3. 本会計基準等の概要

(1) 適用対象となる税金

(改正法人税等会計基準第1項、第2項、第2-2項、第27-2項～第27-7項)

改正法人税等会計基準では、法人税、地方法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税の基準法人所得割額といった、課税対象利益を基礎とする税金に関する会計処理及び開示を定めています。また、2026年改正前基準の対象範囲等を考慮し、以下については課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの、適用対象に含めることとされています。

- ・ 「住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）」
- ・ 「受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等」
- ・ 「親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの」

(2) 課税対象利益を基礎とする税金

(改正法人税等会計基準第4項(1)、(2)、第28-2項～第28-5項)

改正法人税等会計基準では、次のとおり適用対象となる「**課税対象利益を基礎とする税金**」を定めています。

- ① 「課税対象利益」とは、課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるものをいう。
- ② 「課税対象利益を基礎とする税金」とは、課税対象利益を基礎として、課税当局の定めに従って算定された税金及びその付加税をいう。

②については、国際的な会計基準における法人所得税の定義等を参考に、課税対象利益に対して課される税金のみならず当該税金に付加される税金についても包含するものとし、特定の税金の名称や用語に囚われないより汎用性の高いものとされています。

(3) 会計処理

(改正法人税等会計基準第5項～第8-5項、第29-13項～第29-16項)

改正法人税等会計基準では、課税対象利益を基礎とする税金という定義に照らして、該当するもの、そうでないものについて、それぞれ別々の定めを置く形とされていますが、2026年改正前基準の会計処理をおおむね踏襲し、法令を適用して算定した額を、原則として損益に計上することとされています。

(4) 表示

- ① 課税対象利益を基礎とする税金（改正法人税等会計基準第9項、第15項、第40-4項、第40-5項）

損益に計上する課税対象利益を基礎とする税金の額は、損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、「法人税等」などの適切な科目（以下、「法人税等」）をもって表示することとされています。

- ② 住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）（改正法人税等会計基準第18-2項、第18-3項、第40-6項、第40-7項）

2026年改正前基準は、住民税（均等割）について「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目で表示し、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）については、原則として販売費及び一般管理費として表示することとしていました。これに対し、改正法人税等会計基準では、**損益に計上する当事業年度の住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）は、損益計算書の「法人税等」に含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示することとされています。**

- ② 受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等および親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの（改正法人税等会計基準第18-4項、第18-5項、18-7項から第18-9項、第40-8項～第40-24項）

改正法人税等会計基準では、当該税額が税額控除の対象となるか否かにより、次のとおり取り扱うこととされています。

【税額控除の対象となる税額】

- ・ 税額控除を選択する場合、損益計算書の「法人税等」に含めて表示する。
- ・ 税額控除を選択しない場合、損益計算書の「法人税等」に含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示する。

【税額控除の対象とならない税額】

- ・ 損益計算書の「法人税等」に含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示する。
- ・ ただし、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける外国子会社から受ける配当に係る外国源泉所得税の額は、「法人税等」に含めて表示する。

(5) 関連する会計基準等の見直しと補足文書

（改正税効果適用指針第4項(2)、(11)～(13)、第46項、第47項、第74-3項、第91項、第150-3項、税効果会計基準一部改正第2項、BC2項、BC3項等、改正[NH2.1][SF2.2]キャッシュ・フロー実務指針第10項、第35-2項）

「課税対象利益を基礎とする税金」が新たに定義されたことに伴い、税効果会計の対象となる税金、法定実効税率の定義の見直しや繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率の定めの見直し等が行われ、改正税効果適用指針等も公表されました。また、住民税（均等割）の表示方法の変更に伴い、キャッシュ・フロー計算書においても、「法人税等の支払額」に含めてはならないこととされています。なお、実務に資するための情報を提供することを目的として、個別の税金ごとの具体的な取扱いを示した、補足文書も本会計基準等と併せて公表されています。

4. 適用時期及び経過措置

（法人税等会計基準第20-7項～第20-9項、第47項、第48項等）

2028年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されますが、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用も可能です。適用初年度において、改正法人税等会計基準を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、過去の期間すべてに遡及適用することが原則となりますが、経過措置として、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、**当該期首から新たな会計方針を適用することができる**とされています。また、**適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない**とされています。

5. 実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の適用終了

（改正法人税等会計基準第 21-2 項、第49項）

防衛特別法人税が課される 2026年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度に備えて短期的な対応を行うため、ASBJは2026年2月27日に実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」を公表していました。こちらは、改正法人税等会計基準の適用により、その適用を終了することとされています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public